資料2

『スポーツタウン御殿場』推進協議会 規約(案)

(名称)

第1条 本会は『スポーツタウン御殿場』推進協議会(以下、「協議会」という。) と称する。

(目的)

第2条 協議会は、スポーツ庁から指定された地域スポーツコミッションとして、御殿場の魅力ある地域資源や東京 2020 オリンピック・パラリンピックのレガシーを生かしたスポーツ交流によるまちづくりを官民連携で推進し、もって地域振興や地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 地域資源を生かしたスポーツツーリズム推進に関すること。
 - (2) 市民のスポーツ交流促進に関すること。
 - (3) 東京 2020 大会のレガシー創出・推進に関すること。
 - (4) その他、前条に規定する目的の達成に関すること。

(組織)

- 第4条 協議会は、各種団体や民間事業者、行政機関等の代表委員で組織する。
- 2 委員の任期は、令和4年4月25日から令和6年3月31日までとし、以 降2年とする。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

- 第5条 協議会に、会長1人、副会長3人、及び監事2人を置く。
- 2 会長は、御殿場市長をもって充てる。
- 3 副会長は、一般社団法人御殿場市観光協会長、御殿場市商工会長及び NPO 法人御殿場市スポーツ協会長をもって充てる
- 4 監事は、会議において選出する。

(役員の職務)

- 第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 2 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する副会

長が、その職務を代理する。

3 監事は、会計を監査する。

(会議)

- 第7条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、 意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第8条 協議会の目的に沿った事業を企画・運営するため、部会を置くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務は、会長の定める所属において処理する。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の開催及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和4年4月25日から施行する。

(準備行為)

2 この規約を施行するために必要な準備行為は、この規約の施行前においても行うことができる。